

競争参加者の資格に関する公示

余市（８）燃料施設新設等機械その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年７月７日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 掛水 雅俊
(公印省略)

１ 工 事 名 余市（８）燃料施設新設等機械その他工事

２ 工事場所 北海道余市郡余市町

３ 工事概要

【余市基地分遣隊】

①燃料地下タンク新設に伴う機械設備工事

規模：約 100KL ５本

②燃料ポンプ室新設に伴う建築工事

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

規模：延べ面積 約 140 m²

③燃料ポンプ室新設に伴う付帯機械設備及び電気設備工事

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

規模：延べ面積 約 140 m²

④フィルターセパレーター室新設に伴う建築工事

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

規模：延べ面積 約 15 m²

⑤フィルターセパレーター室新設に伴う付帯機械設備及び電気設備工事

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

規模：延べ面積 約 15 m²

⑥仮設燃料配管工事

⑦既設庁舎電源室改修

⑧既設ポンプ室改修

⑨構内配電線路工事

⑩給水管切回しに係る土木工事（撤去工事含む。）

⑪計画通知手続き業務一式

⑫危険物設置申請に係る業務一式

※ 本工事のうち、燃料地下タンク新設に伴う機械設備工事、燃料ポンプ室新設に

伴う建築工事、燃料ポンプ室新設に伴う付帯機械設備及び電気設備工事については、建設工事標準図等活用発注指針に基づく標準図等活用発注方式（A方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な標準図又は類似施設の図面を活用し、当該図面により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して発注し、契約後、施工に必要な詳細図等の作成に必要な調査及び詳細図等の作成を受注者に実施させ、設計変更後に工事を行うものである。

4 工期 契約日の翌日から令和11年3月19日まで

※技術者の専任期間は令和9年4月から令和11年3月19日までとする。

（着手時期：令和9年4月）

なお、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については技術者の専任を要しないため、上記の「専任期間」を「配置期間」と読み替えるものとする。

5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等

(1) 交付期間 公示日から令和8年9月18日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後1時30分までとする。なお、紙による交付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）。

(2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ただし、紙による交付を希望する場合は下記6(2)に同じ。

(3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出期限等

(1) 提出期間 公示日から令和8年8月3日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、申請書は、令和8年8月3日以降も当該業務に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）受け付けるが、当該業務に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評価値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和 7・8 年度資格審査申請の際に提出したものの写し。

イ 共同企業体協定書の写し。

ウ 下記 7 (2) アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和 8 年 7 月 7 日支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第 3 と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす 2 社又は 3 社の組合せとする。

ア 防衛省における令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」又は「土木一式工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は防衛省競争参加資格の「管工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数）が、870 点以上又は「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数）が、1,000 点以上であること。

また、代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の「管工事」に係る総合審査数値が 870 点以上「A ランク」又は「土木一式工事」に係る総合審査数値が 990 点以上「A ランク」であること。

ウ 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の以下の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

設備設計：株式会社総合設備コンサルタント

土木設計・建築設計：日本工営株式会社

なお、詳細は入札説明書による。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者は、平成 23 年 4 月 1 日から公示日までに完成・引渡しが完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した国内における工事のうち、燃料施設の機械設備工事、海洋又は港湾構造物工事

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事などのうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、燃料施設の機械設備工事、海洋又は港湾構造物工事

また、代表者以外の構成員は、平成23年4月1日から公示日までに完了・引渡しを完了した、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして受注した国内における工事のうち、燃料施設の機械設備工事、海洋又は港湾構造物工事

② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、燃料施設の機械設備工事、海洋又は港湾構造物工事

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

イ 建設業法の「管工事」又は「土木一式工事」につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 「管工事」又は「土木一式工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、「管工事」又は「土木一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。

この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3ヵ月を経過するまでとする。

ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「余市（８）燃料施設新設等機械その他工事
〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設 建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。